

## 公 告

公募型プロポーザル方式により、鳥取県庁舎の一部を借り受けて売店の運営を行う事業者（以下「売店事業者」という。）を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年12月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 公募内容

#### (1) 件名

鳥取県庁売店事業者の公募

#### (2) 概要

鳥取県庁本庁舎地階の一部を定期賃貸借契約により借り受け、来庁者、県職員等を対象とする売店を運営する事業者の公募

#### (3) 場所

鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁本庁舎地階

#### (4) 貸付期間等

- ア 貸付期間は営業開始日から令和12年3月31日までとする。
- イ 営業開始日は、売店事業者選定後に協議し決定する。
- ウ 貸付期間満了後は、契約の更新及び貸付期間の延長は行わない。

#### (5) 行政財産貸付料等

- ア 鳥取県公有財産事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第27号）及び公有財産事務取扱要領（平成21年7月24日付第200900062482号総務部長通知）に基づき貸付料を徴収する。
- イ 貸付部分に係る光熱水費及び冷暖房費等の諸経費は売店事業者の負担とする。

### 2 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独で参加する者又は複数の法人等（以下「グループ」という。）とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 単独で参加する者に関する資格及び条件

- ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有している事業者（個人事業者の場合は、県内に居住している者）で、鳥取県内での飲食料品を中心とした小売店舗を3年以上継続して経営しており、県庁本庁舎地階の一部を借り受けて売店事業を営むことが可能な者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 法人等（個人事業者を含む。以下同じ。）の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- エ 本件公告日から令和7年1月31日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- オ 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- カ 営業開始直後から、切手及び収入印紙の販売を行うことができること。

#### (2) グループに関する資格及び条件

- ア 各構成員が（1）のアからオまでの要件を全て満たしていること。

イ グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は当該グループの構成員として扱うこと。

なお、代表となる法人等の変更は、原則として認めない。

ウ グループの構成員間における売店業務に係る各構成員の役割、経費に関する連帯責任の割合等を別途協定書で定めていること。

エ 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成員となることができないこと。

オ 同時に複数のグループの構成員になることはできないこと。

カ 営業開始直後から、切手及び収入印紙の販売を行うことができること。

### 3 手続等

このプロポーザルに参加しようとする者は、「鳥取県庁売店事業者募集要項」（以下「募集要項」という。）により、提案書及び添付書類を作成し、提出すること。

#### (1) 募集要項の交付

本件公告日から令和7年1月31日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/288869.htm>）（以下「ホームページ」という。）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間

本件公告日から令和7年1月31日（金）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220  
鳥取県総務部総務課庁舎管理担当  
電話 0857-26-7771 ファクシミリ 0857-26-8122  
電子メール [soumu@pref.tottori.lg.jp](mailto:soumu@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 提案書の提出

##### ア 提出期間

本件公告日から令和7年1月31日（金）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、受け付けるものとする。

##### イ 提出場所及び方法

(1) のイの場所に持参または送付すること。

なお、送付の場合は提出期間内に必着のこと（以下同じ）。

##### ウ 提出書類及び提出部数

###### (ア) 提出書類

提案書（様式1から様式3）及び添付書類（任意様式）

###### (イ) 提出部数

正本1部、副本4部（副本は複写可とする。）

#### (3) 質問の受付及び回答

##### ア 質問期間

本件公告日から令和7年1月17日（金）までの日（休日等を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

##### イ 提出先及び提出方法

(1) のイの場所に持参または送付すること。

#### ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和7年1月24日（金）の午後5時15分までにホームページにおいてまとめて閲覧に供する。

#### (4) 現地説明会の実施

##### ア 説明会実施日時及び場所

日時：令和7年1月9日（木）午後2時

場所：鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

##### イ 申込方法

現地説明会への参加を希望する者は、令和6年12月25日（水）の午後5時15分までに、(1)のイの場所に文書で申し込みをすること。

なお、現地説明会への参加は、1団体あたり2名以内とすること。

#### 4 審査会の設置

- (1) 規格提案等の順位を決定するため、鳥取県庁売店事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。
- (2) 審査会は、企画提案等の内容を審議し、順位を決定するものとする。
- (3) 審査会は、審査委員4名で構成する。
- (4) 審査にあたり、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。

#### 5 評価方法

審査会において、「鳥取県庁売店事業者評価要領」に基づき審査を行う。

#### 6 最優秀提案者の選定方法

- (1) 5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。
- (2) 選定結果については、ホームページにおいて公表する。
- (3) このプロポーザルへの参加者で、9の(1)により提出書類を無効とされなかった者が1者である場合、その者を最優秀提案者とし、5による評価は行わない。

#### 7 契約の締結

6により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、公有財産借受申請書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、6により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

#### 8 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として貸付料年額に4を乗じて得た金額と令和7年度分の貸付料の合計額（以下「貸付料相当額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 9 その他

(1) 提出書類の無効

2の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は無効とする。

(2) 参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(3) 著作権の取扱い

県は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用について一切の対価を支払わないものとする。

(4) 契約の解除

契約の相手方（以下「売店事業者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、売店事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、売店事業者は違約金として貸付料相当額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、売店事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団または暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（売店事業者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、売店事業者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) その他

詳細は募集要項による。